

# 浄化槽管理士免状の再交付申請手続について

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

免状を破り、汚し、又は失ったときは、浄化槽管理士免状再交付申請書による申請を行うことによって浄化槽管理士免状の再交付を受けることになります。

免状再交付の申請にあたっては、下記の要領に従い、間違いのないよう手続を行って下さい。

## 記

### 1. 申請書

- (1) 別添様式の再交付申請書を用いて下さい。
- (2) 申請書の記載にあたっては、楷書で明確に記入し誤記のないよう注意して下さい。  
なお、押印は、申請者の署名があれば必要ありません。
- (3) 申請書の右側上部には、政令（注1）に定める所定の収入印紙2,300円を必ず貼付して下さい。なお、収入印紙は国が発行するもののみが有効であり、都道府県が発行する収入証紙は無効です。また、収入印紙に消印を付さないで下さい。
- (4) 申請書には、必ず大臣名を記入して下さい。  
現在の環境大臣は 中川雅治 殿です。

### 2. 免状の取扱い

- (1) 免状を破り、又は汚したとき  
規則（注2）の定めるところにより、免状再交付申請書にその汚損した免状（原本）を添付して下さい。
- (2) 免状再交付を行い免状の再交付を受けた後に失った免状を発見したとき  
規則（注3）の定めるところにより、5日以内に失っていて発見した免状を環境大臣に返納して下さい。

### 3. 提出先

申請書の封筒には、「浄化槽管理士免状再交付申請書在中」と明記のうえ、郵送又は出向いて提出して下さい。

◎申請書提出先

公益財団法人日本環境整備教育センター内 免状交付担当  
〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3  
電話：03-3635-4881

### 4. 欠格について

申請の内容を故意に偽る等、不正な方法で申請した場合には、免状を交付されないことがあります。

### 5. 交付期間

浄化槽管理士免状は上記1～2の書類等に不備がなければ、申請後2カ月以内に申請者あてに郵送する予定です。

（注1）浄化槽法施行令第3条第1項第5号

（注2）環境省関係浄化槽法施行規則第17条第3項

（注3）環境省関係浄化槽法施行規則第17条第4項

#### 個人情報の保護について

浄化槽管理士免状再交付申請の際、必要な事項として、氏名、生年月日、本籍、現住所、浄化槽管理士免状番号等の個人情報を記載していただきますが、これらの情報につきましては、法令に定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、浄化槽管理士免状の再交付、書換え及び返納の目的以外に利用いたしません。